

日時：令和6年1月23日（火） 午後1時30分～ 委嘱状交付式の後

会場：市役所職員研修所5階 501研修室

出席者：

(1) 委員

山口定之委員（副委員長）、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

福祉サービス部長、高齢者福祉部長、高齢者福祉課長補佐、介護保険課長補佐、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

(3) 事務局

指導監査課職員（8名）

欠席者：中村順哉委員（委員長）、結城康博委員、文川和雄委員

公開区分：公開

傍聴者：なし

決定事項：

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

(3) 地域密着型サービス事業者の指定に係る報告

…決定事項なし（委員会にて報告）

特記事項：なし

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

【委嘱状交付式】

任期が令和5年12月1日～令和8年11月30日の委嘱状を各委員に交付

【委嘱状交付式終了後】

○事務局（指導監査課）

地域包括支援センター運営協議会の会長並びに船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員長の互選に移りたいと思います。事務局の方にて進行させていただきます。

委員の皆様いかがでしょうか。会長・委員長への立候補、あるいはご推薦はございませんでしょうか。

○島田委員

はい、千葉県在宅サービス事業者協会の島田でございます。

わたくしは、会長には前期も会長をされていた中村委員に前年度の経験を活かした会の進行をお願いしたく、推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

ありがとうございます。ただいま、『会長には中村委員』とございました。

本日中村委員は欠席となりますが、中村委員からはもし会長の推薦があれば引き受けますというお話を頂いております。

皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

異議なしを頂きましたので、ありがとうございます。中村委員に会長並びに委員長をお願いしたいと思います。

それでは続きまして副会長・副委員長を選任いたします。皆様、立候補、あるいはご推薦はございませんでしょうか。

○三井委員

船橋市介護支援専門員協議会の三井と申します。

わたくしは、前期同様会長の補佐をする副会長には前期も副会長をされていた山口委員がふさわしいと思っております。推薦をさせて頂きたいと思っております。

○事務局（指導監査課）

ただいま、山口委員に推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは山口委員に副会長並びに副委員長をお願いしたいと思います。

山口委員、恐縮ですけれども副会長席へお移りいただければと思います。

山口副会長並びに副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○山口副会長

ただいまご承認をいただきまして、引き続き副会長ということで皆様のご協力頂きながら、明確な運営に務めてまいりたいと思っております。なにぶん不慣れではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（指導監査課）

ありがとうございます。以上で委嘱状の交付並びに各会の会長等の選任を終了とさせていただきます。

引き続き、令和5年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会の開催に移らせていただきます。

最初に、配布資料の確認をいたします。

「席次表」及び「委員名簿」。

以上2つの資料を、事前送付した資料のほかに本日お配りしております。

不足のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議について、全体の流れを説明いたします。

先に開催する地域密着型サービス運営委員会では青色のインデックスの資料を使用し、その後の地域包括支援センター運営協議会では赤色のインデックスの資料を使用します。地域密着型サービス運営委員会は指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとにご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、挙手していただき、マイクは事務局よりお渡しいたします。

お手数ではございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。また、会議録等につきましても公開することとなっております。

本日の傍聴者はありません。

これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第3条に基づき、委員長が議長になることとなりますけれども、本日は欠席となりますので同要綱第3条3に基づきまして副委員長が議事を整理することとなります。副委員長、よろしくお願いいたします。

たします。

○副委員長

ただ今より、令和5年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。それでは、議題にそって審議を進めていきたいと思えます。

資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について事務局から説明してください。

○事務局（指導監査課）

それでは資料1「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。お手元の資料、青いインデックスの1の1ページをご覧ください。

地域密着型通所介護事業所の指定になります。

事業所の名称は「レコードブック船橋飯山満」です。

運営を行いますのは、千葉市に本拠を有します、株式会社 WEEDS です。同法人はすでに船橋市内で地域密着型通所介護事業所を一ヶ所運営しております。

資料2 ページ目をご覧ください。

事業所は2単位で運営を行い、利用定員は両方とも10名です。

事業所所在地は飯山満町2-998-11で、圏域は東部地区で東葉高速鉄道飯山満駅から100mほどの距離にあります。

サービス提供時間は1単位目が9時～12時15分、2単位目が13時45分～17時となっております。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

次に4～5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。副委員長よろしくお願いたします。

○副委員長

ありがとうございます。それでは資料1 新規指定につきまして皆様、ご質問、ご意見などございましたら挙手をお願いいたします。

特にないようでございます。皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものといたします。

続きまして、資料2「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料2「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。

こちら地域密着型通所介護事業所の指定になります。

お手元の資料、青いインデックスの2の1ページをご覧ください。

事業所の名称は「デイサービスいろり」です。

運営を行いますのは、千葉市に本拠を有します、有限会社アイフレンドです。同法人はすでに船橋市内で認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを一ヶ所運営しており、本物件と併設となります。

資料2 ページ目をご覧ください。

事業所は1単位で運営を行い、利用定員は15名です。

事業所所在地は三山5-15-6で、圏域は東部地区で習志野駐屯地のすぐ南側になります。

サービス提供時間は9時～17時15分となっております。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

次に4～5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。副委員長よろしくお願いたします。

○副委員長

ありがとうございます。それではただいまの資料2 新規指定について皆様、質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として本件「地域密着型サービス事業者の指定」について、これを確認するものといたします。

続きまして、資料3「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料3「地域密着型サービス事業者 指定及び指定更新等の件」についてご報告させていただきます。

資料の青いインデックスの3の1ページをご覧ください。

1 地域密着型サービス事業所 指定一覧、「①市内事業所」が2件ございます。

まず「こひつじ船橋リハビリデイ」についてご説明いたします。

こちらの事業所につきましては、既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所でありましたが、運営法人内の事業整理に伴い、医療法人小羊会から社会福祉法人小羊会へ運営法人の変更があったため、令和5年10月1日付で改めて新規指定をいたしました。

つづいて「ほっとミルク東船橋」についてご説明いたします。

こちらの事業所につきましても、既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所でありましたが、運営法人の変更があったため、令和5年10月1日付で改めて新規指定をいたしました。

なお、いずれも、事業所のサービス提供体制等には特に変更がなく、利用者へのサービス提供には支障がないことを確認の上で指定しております。

つづいて、2 地域密着型サービス事業所 指定更新一覧についてご説明いたします。事業所の指定は、介護保険法第七十条の二により、6年ごとに更新が必要となっております。そのため、記載のある市内5事業所、市外1事業所について、指定の更新を行いました。

つづいて2ページになります、3 地域密着型サービス事業所 廃止一覧についてご説明いたします。記載のある市内2事業所、市外1事業所について廃止を行いました。報告については以上でございます。副委員長よろしくお願いたします。

○副委員長

ありがとうございます。

「ほっとミルク東船橋」の合同会社の名前はなんと読むのですか。

○事務局（指導監査課）

こちら「(驛城) えきじょう合同会社」という読み方になります。

○副委員長

分かりました。

それでは本件につきまして皆様、ご質問、ご意見などございましたら挙手をお願いいたし

ます。いかかでしょうか。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業所の指定に係る報告」を受けたものといたします。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○事務局（指導監査課）

ありがとうございました。

事務局からですが、次回の本委員会の開催につきましては、5月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まりましたら、皆さまにご連絡をさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上です。副委員長よろしくお願いいたします。

○副委員長

ありがとうございます。

その他、この機会に何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようでございますので、以上をもちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了します。どうもありがとうございます。